高松国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	三人
福岡国税局	調査査察部	一人	五人	—	二人	四人
熊本国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	三人
合計		六十人	百十九人	二人	三十一人	八十八人

（査察総括第一課及び査察総括第二課の所掌事務）

第五百八条　［略］

２　東京国税局及び大阪国税局の査察総括第二課は、次に掲げる事務（査察管理課、査察総括第一課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課及び査察国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　略］

３　関東信越国税局及び名古屋国税局の査察総括第二課は、次に掲げる事務（査察管理課、査察総括第一課及び資料情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

（統括国税査察官の職務）

第五百十六条　査察部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部の統括国税査察官は、命を受けて、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察国際課及び特別国税査察官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課及び特別国税査察官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、査察管理課及び特別国税査察官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　略］

２　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千九百二十八人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千八百二十七人以内を置く。

２　［略］

高松国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	三人
福岡国税局	調査査察部	一人	五人	—	二人	四人
熊本国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	三人
合計		六十人	百十九人	二人	三十一人	八十九人

（査察総括第一課及び査察総括第二課の所掌事務）

第五百八条　［同上］

２　東京国税局の査察総括第二課は、次に掲げる事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　同上］

３　関東信越国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の査察総括第二課は、次に掲げる事務（関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察広域課、資料情報課、査察開発課及び査察国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～三　同上］

（統括国税査察官の職務）

第五百十六条　査察部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部の統括国税査察官は、命を受けて、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察広域課、資料情報課、査察審理課、査察開発課、査察国際課及び特別国税査察官、大阪国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察広域課、資料情報課、査察国際課及び特別国税査察官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、資料情報課及び特別国税査察官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、査察管理課及び特別国税査察官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　同上］

２　［同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千九百十人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百八十九人以内を置く。

２　［同上］